

日 薬 定 例 記 者 会 見 要 旨

日 時：令和6年5月16日（水）16：00～17：00

場 所：日本薬剤師会 第一会議室

出席者：山本会長、安部副会長、長津常務理事

内容・提出資料：

1. ニューレジリエンスフォーラム「第4次提言」を岸田総理大臣に提出（4月25日）

山本会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

医療・経済の団体トップや専門家らで構成する会議体「ニューレジリエンスフォーラム」が、「感染症や自然災害に強い社会」を目指すための法整備等を求める『第4次提言』をまとめた。自身も発起人として参画している。4月25日に、フォーラム会長の三村明夫日本製鉄株式会社名誉会長ほかの方々と官邸を訪問し、岸田文雄首相に提言書を提出した。5月30日には、日本武道館で「国民の命と生活を守る武道館1万人大会」を開催する。

2. 個別医薬品コード（YJコード）を医療情報標準化指針として採択することに関する意見募集及び本会の対応について（令和6年5月16日 日薬情発第30号）

山本会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

医療DX等で医療データの利活用が求められる中、医療用医薬品に関しては薬価基準収載医薬品コードやJANコードなど、様々な医薬品コードが存在するが、処方や調剤など医療現場においては、どの医薬品コードを使用すべきかの統一がなされていない。実際には、薬局や医療機関のレセプトコンピュータ等の医薬品マスターに含まれている個別医薬品コード（YJコード）が、電子処方箋システムをはじめ、多くのシステムで利用されており、薬価基準における統一名収載品に対して個別にコードが付与されることにより、医薬品の識別が可能となっている。これらの点を踏まえ、医療情報標準化推進協議会およびくすりの適正使用協議会が個別医薬品コード（YJコード）を医療情報標準化指針として申請し、採択することに対する意見募集が6月7日まで行われている。本会としても、現場における現時点での運用を踏まえた流れであり、概ね賛同すること、一方で民間主導のコードであるため、メンテナンスや事業の継続性への配慮が重要である旨の意見を提出したところである。

3. 令和6年度第1回都道府県会長協議会（5月29日）の開催について（令和6年4月26日 日発第37号）

安部副会長より、5月29日（水）13時30分より、都道府県会長協議会が開催される旨、案内された。

4. 緊急避妊薬販売にかかる環境整備のための調査事業について

長津常務理事より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

先週、令和5年度の調査事業の報告書が厚生労働省のホームページに掲載されたところである。購入者における重大な事象の発生や、薬局の安全管理上問題があるような事例の発生は報告されず、予定通り調査研究を実施した。購入者アンケート、薬局からの事例報告ともに、薬局での販売については概ねポジティブな結果が得られたと受け止めている。

6年度事業についても本会が事業を継続する。研究班の体制に変更はない。研究内容の変更も基本的にはないが、薬剤師が購入者との面談に用いる資材について、よりわかりやすくする等、部分的な変更は予定している。

薬局数については、5年度報告書で言及している通り、人口比や、薬局あたりの販売数に差異があった。5年度事業の約2か月間の販売数と各都道府県での薬局数等を踏まえ、人口比の販売数が全体と比較して少ない都道府県や、1薬局あたりの販売数量が多かった都道府県が約20あった。そうした都道府県を中心に、現行の協力薬局を基本としつつ、都道府県薬剤師会と連携し、追加選定に向けて準備中。現時点で明確な薬局数を決めているわけではないが、当該都道府県で1モデル追加を仮定、その他の都道府県での追加や現状維持も考慮すると、現時点では5年度事業の薬局数が145であったのに対し、6年度事業では200～250ほどを想定している。

引き続き、都道府県薬剤師会の考えをよく聞き取りながら、地域の実情に応じた体制を構築していく考えである。追加となる薬局の調整含め、6月下旬の事業開始を目指して準備中である。

主な質疑応答は以下のとおり。

〈緊急避妊薬の販売に係る環境整備のための調査事業〉

記者：報告書の結果から、薬局での購入者や、連携産婦人科医からの評価が高かったと見受けられる。全体として受け止めはいかがか。

長津常務理事：この調査研究の趣旨でもあるとおり、薬局で購入することが需要者にとってポジティブでなくてはならない。よって、令和5年度事業の購入者アンケートから得られた結果はよい結果が得られたと受け止めている。また、薬局から産婦人科医につなぐケースとして、妊娠の可能性などにより販売できないため紹介する場合や、購入者への服薬3週間後を目途とした受診勧奨があるが、連携産婦人科医からは、その受診の際、購入者が薬剤師の説明を理解していたとの回答を概ね得た。薬剤師の説明や対応がわかりやすかったということが医師に伝わり、薬局での販売への評価につながったと思われる。これは協力薬局が適正な販売を目指して努力したことの大きな証左となり得る。

記者：薬局リストのみが転載・拡散されたことにより、研究対象外となった人からの問合せ・来局に多くの薬局が対応したことの記載が報告書にあるが、これは個人によるものか。また、協力薬局が自局のホームページで事業について案内したケースで、薬局により差はあったか。

長津常務理事：全部を確認できるものではないが、拡散された事例については一部確認できている。事前に厚労省とも検討を重ね、調査研究事業であること、研究内容を理解した人、

需要者本人にしか販売できないことを理解した上で薬局リストを閲覧できるよう調査事業のホームページを作り込んだが、研究対象者を確認せずに行動した方への対応が必要になったということである。協力薬局が自薬局のホームページで調査事業のホームページを案内することは可としているが、各薬局のホームページの掲載内容については比較していない。

〈夜間・休日の医薬品提供体制のリスト化〉

記者：医薬品提供体制のリスト化の進捗はいかがか。

安部副会長：リスト化にあたっては対応に苦慮されている地域薬剤師会もある。できるだけ5月末までに完了できるよう、都道府県薬剤師会にもフォローいただきながら整備を依頼している。現在は、各都道府県薬剤師会からの報告により状況を把握している段階である。

次回の定例記者会見は、令和6年6月5日（水）16：00～を予定。